

## 芳賀赤十字病院登録医に関する取り決め

### (目的)

第1条 この登録システムは、医療機関または医師と芳賀赤十字病院(以下「病院」という)が相互に協力して、病診連携ならびに病病連携をより緊密にし、それぞれが役割分担をしながら、患者に一貫性のある良質な医療の提供と地域医療の充実と発展、及び医師の生涯教育を円滑にすることを目的とする。

### (手続き)

第2条 登録を希望する医療機関または医師は、必要事項を所定欄に記入した登録医申請書(第1号様式)を院長に提出する。

2 院長は、申請書を検討し、登録医として認めた医療機関または医師に登録医証を交付する。なお、登録医証は一医療機関宛てに1通発行するものとし施設長名で交付する。

3 病院は、「芳賀赤十字病院登録医」一覧を病院内に掲示する(ホームページ掲載を含む)。

4 登録医の有効期間は5年間とする。ただし、登録医を辞退する意思表示がない場合は、自動的に更新される。

5 登録を辞退する場合は、当該登録医が院長に通知する。

### (責務)

第3条 登録医は、病院に対して紹介した患者(以下「紹介患者」という)のためにできる限りの患者情報を病院に提供するよう努める。

2 登録医は、紹介患者が入院となった際は、診療上必要と思われる事項について、病院の主治医及び病棟責任者と意見を交換し、紹介患者に最適な医療が行われるよう努めなければならない。

3 登録医は、病院において知りえた紹介患者及びその家族などに関する個人情報についての守秘義務を負うものとする。

### (業務)

第4条 登録医は、自身の紹介した患者に面接し、患者本人および受持医の了解を得て、その診療録、検査成績、画像資料を院内で閲覧することができる。

2 担当部長または受持医の了解のもとに、検査や特殊な診療を見学することができる。

3 担当部長の認める範囲において、受持医の了解のもとに、手術助手、検査実習などの診療(研修診療)を行なうことができる。

4 病院で開催する学術集会、講演会、臨床病理検討会、症例検討会などの医学集会への参加する

事ができる。

- 5 病院が所有する医療機器（ＣＴ・ＭＲＩ・ＲＩ等）の共同利用 ができる。なお、利用にあたっては、別途「芳賀赤十字病院医療機器共同利用のご案内」を参照のこと。
- 6 病院図書室を利用することができる。

#### （待遇）

第 5 条 登録費は無料とする。

- 2 第 4 条第 3 項の研修診療については無報酬とする。
- 3 病院は、必要な情報等を定期的に登録医に案内する。
- 4 登録医が病院構内に駐車したときの駐車料は、無料とする。

#### （遵守事項）

第 6 条 登録医は、病院職員に準ずる諸規程を遵守するものとする。

- 2 医療機関または医師であっても登録医でないものは、一般の面会者、訪問者と同等に病院の諸規程を遵守するものとする。

#### （問題の処理）

第 7 条 登録医と病院との間で何らかの問題が生じた場合、当該登録医と院長とが協議し、問題を処理するものとする。

- 2 院長は、登録医が登録医としてふさわしくないと認めたときには、当該登録医と院長とが協議の上、その登録を取り消すことができる。
- 3 院長は登録を取り消した場合、直接本人に登録医の取り消しを通知する。

#### 附 則

この取り決めは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 12 月 1 日 第 3 条および第 5 条を一部改正する。

令和 7 年 1 月 6 日 第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条を一部改正する。